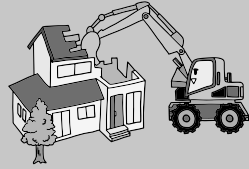


# 空き家の解体 費用を助成!



対象空き家の要件を全て満たす空き家の解体工事を行った場合に、経費の一部を助成します。

## 対象空き家の要件

- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家(※)の勧告を受けていない住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ③ 市内の戸建て住宅(店舗併用住宅は延べ床面積の2分の1以上が住宅)
- ④ 市内にある個人所有の住宅
- ⑤ 1年以上空き家であること
- ⑥ 5年以内に市の補助金交付を受けていない住宅

## ※特定空家とは?

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適正管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

## 補助対象者

- 次の要件を全て満たす方で、空き家の所有者または相続人
- ① 市税の滞納がない方
  - ② 所有者、相続人が複数の場合は

## 全員の同意書が必要

③ 補助対象空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は、解体することに関して、当該権利人の同意を得ていること

## 補助対象となる工事

次の要件を全て満たす工事

- ① 空き家を解体し、敷地を更地にする工事(家財、動産は除く)
- ② 年度内に完了する工事
- ③ 建設リサイクル法による、登録を受けた業者が行う工事
- ④ 他の同種の補助金等の交付を受けていない工事

※補助金の交付決定前に着手した工事は除く

## 補助金額

- ・ 解体工事費の3分の1
- ・ 市内業者が施工した場合  
上限50万円
- ・ 市外業者が施工した場合  
上限40万円

## 申請後、工事金額に増額があっても、補助金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回る場合、補助金額は変更になります。

申請書類 市役所本庁舎3階危機管理課窓口備え付けの申請書(市HPからダウンロード可)

その他 先着順ではありません。予算額を上回った場合抽選します。申請は原則、所有者、相続人の方に限定します。

申・問 6月1日(月)～30日(火)の平日(午前9時～午後5時)に危機管理課(☎22-2206)へ持参

理課(☎22-2206)へ持参

# 手話で 〇〇をやってみた!

解説動画はこちら!!



「あいさつ」  
「おはよう」



「こんにちは」  
「こんばんは」



## 「あいさつ」



胸の前で向かい合わせて立てた両手の人差し指を、同時に曲げます。

会話の始まりはあいさつ。  
初めて会話するときも、  
あいさつすると少しホッとする。  
そこで今回は、**あいさつ**を手話で  
やりました!

## 「おはよう」



こめかみに当てた拳をそのまま下ろします。  
「朝」の意味もあります。

## 「こんにちは」



立てた人差し指と中指を重ねて、前方から額の中央へ当てます。  
「昼」の意味もあります。

## 「こんばんは」



掌を前へ向けた両手を弧を描いて引き寄せ、目の前で交差させます。  
「夜」や「暗い」の意味もあります。

秩父市の防犯に関する情報などを市HPで確認できます。

HP「秩父市 いざというとき防犯」で検索!